

藤川信夫氏学位申請論文審査報告書

日本大学法学部教授 藤川信夫氏は、2005年5月25日、その論文『コーポレート・ガバナンスの理論と実務－商法改正とその対応－』を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士（法学）の学位を申請した。後記の委員は右研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2007年5月8日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一 本論文の構成と内容

本論文は、全13章のほか「序章」および「まとめにかえて」から成るが、「序章」、「第13章」および「まとめにかえて」は本文中で触れるにとどめ、以下ではそれ以外の各章について、できる限りその主張の独自性ないし特色ある論述を中心に本論文の内容を要約する。

(1) 第1章「平成14年コーポレート・ガバナンス関連の商法改正他」

ここでは、コーポレート・ガバナンス関連の最初の立法的対応というべき平成14年の商法改正につき、委員会等設置会社、重要財産委員会および連結計算書類の導入を中心に、その改正内容の詳細な検討と分析を行うとともに、株主総会の規制緩和および監査役制度の改正と問題点を検討し、さらに、「会社法制の現代化に関する要項試案」についても検討している。

(2) 第2章「社外取締役、監査委員会による経営監視」

ここでは、米国型のコーポレート・ガバナンス・システムをとる場合に重要な役割を果たす社外取締役および監査委員会、さらに従来型の監査役について比較考察し、意思決定機能、経営妥当性監視機能、違法性防止措置、インセンティブ等については実証研究も混じえた検討を行っている。

その際、特に米国の最近の動向を詳細に紹介し、米国との相違点も踏まえ論及・分析しており、独立性、有用性ないし実効性などの点において米国型にも不透明な点の存在を指摘する。監査委員会についても日米の機能は必ずしも同じではないとして、わが国における監査委員会が従来の監査役機能を承継させつつ、さらにより積極的・能動的な監督機能が期待されていると述べる。また、実際の監査委員会の導入形態にも論及する。会社法制現代化についてもコーポレート・ガバナンスとの関わりで論じている。

そこでは、まず米国型の利点をいくつか指摘した上で、エンロン事件に見るような米国における問題点として、CEOと取締役会議長兼任事例、社外取締役が飼い犬（lapdog）となり高額報酬・利益相反関係にある例、このため経済的・社会的信用喪失回避から、社外取締役が過半を占める取締役会でのCEO解任が事実上困難となっている点などを検討する。

他方、わが国の委員会等設置会社（会社法における委員会設置会社：米国型）について

は、米国の改革理念に基づくとはいえ、商法上社外取締役が過半数でなくともよく執行役兼務も認めるなど日本型の要素も残している。米国の企業に準拠した機構を採ることも可能であるが、柔軟な設計もできることを指摘している。しかし、社外取締役は最低2人で済むことから、経営危機等に必ずしも迅速に対処できるとは限らない。米国は、社外・独立性の理念を一層追求することによって改革を進めんとするが、わが国の場合は、社内取締役・執行役兼務者の存在もあり、CEOと取締役会議長との分離徹底を行っていくことがより望ましいのではないかという議論がある。社内取締役・執行役兼務者の存在は、むしろ業務執行・経営判断面での意思疎通の容易さ等をもたらす利点のあることも指摘されるが、著者はCEOが実権を持つ素地も残り、取締役任期が1年と短くなったことで、やはり危惧される点であると述べる。すなわち、社外取締役の過半数化が必要なのではないか、社外取締役の過半数比率が高い場合は、CEOと取締役会議長の兼務も許容される面もある。それゆえ、ガバナンス機構はその意味で総合評価が必要であろう、と指摘している。その他、指名委員会からのCEO排除、社外取締役の完全独立性の十全な担保の必要なども指摘する。わが国の監査委員会制度については実務面からの検討課題が多いが、結局は独立性の要件確保に行き着くともいえ、この意味では米国の改革と問題は共通する。反面、判例法で形成され法がこれを追認してきた米国法に対し、立法をもって新制度をつくるわが国との根本的相異、また株主重視のCEOの専横化防止を主目的とする米国と、日本的経営により株主を軽視してきた代表取締役制度の改善を目指すわが国との背景の相異についても述べる。エンロン事件から直ちに米国型に大きな欠陥があるということではない、とする。

委員会等設置会社に関しては、執行機能を分離・強化し、これを監督機能強化によって担保しようとするが、社外・独立性の面で米国に比し厳格さに欠けており、かえってよりCEOの暴走に繋がらないか懸念する声もあることも指摘している。

委員会等設置会社の監査委員会は、従来の監査役と異なり違法性監視のみでなく妥当性監視機能も持つとされ、また米国型のシステム監査を採り入れながら従来の監査役機能を移行させており、実査型監査の両面を持っている。この点で米国における監査委員会との相違が指摘され、常勤性の論点が生じる、実務上は補助スタッフの選任自体は内部統制として執行役の権限としつつ、監査委員会へ同意権を与えていくことも想定される、と述べる。委員会等設置会社の監査委員会については、米国型監査委員会に近づけるか、監査役型にするかの柔軟な設計も可能である。その反面で、問題点として、①社外取締役（監査委員）の常勤化、②指名委員会が監査委員たる社外取締役を選任するケース、③業務執行権限の面で、監査委員会は適法性の点で一元的・自己監査になる脆さなどを指摘する。社外取締役としての監査委員を前提とした場合においては、実務上内部監査スタッフの独立・専門性の充実、CEOラインと監査委員会ラインとのファイヤー・ウォール設定などの重要性を指摘する。

また、社外取締役について法的な義務・責任の考察が必要となる。委員会等設置会社における社外取締役に期待される法的役割は、執行役の業務執行の監視が主であるが、委員会等設置会社導入企業の大半においては取締役会の過半数を占めるにいたらず、経営トップとしては監査役設置会社に比し、少数の社外取締役をコントロールするだけで経営実権を把握できることになりかねないとの危惧も逆にあることを指摘する。企業の経営管理機

構築における商法等の規制のあり方と限界、社外取締役の監視機能の内容・有効性が問題となる、とする。

米国法における社外取締役の法的な義務・責任についても、詳細に論じている。州法レベルでの包括的な取締役の監視機能、合理的に期待される注意をもつての職務遂行義務(調査義務、是正措置義務を含む)、米国連邦証券諸法における社外取締役の開示義務に関する責任規定、経営判断について具体的妥当性まで期待はされるが、社内取締役よりは責任が軽減されること、企業の負担・保険によるカバーから実際には和解となるケースも多く、社外取締役の責任を肯定した裁判例は多くないことが述べられる。また、社外取締役は業務執行面では適切さを欠く嫌いがあること、米国における法的間隙の存在や司法消極主義などが背景にあること等に論究する。

社外取締役としては経営の効率性よりも利益相反取引、適法性監視にその主眼があるとすれば、委員会等設置会社制度を選択的導入した我が国としては、監査役設置会社よりも必ずしも優れた制度ともいいがたい面もある、と述べている。

他方で、監査役設置会社にしても経営陣監視機能に問題が残る。それは商法による規律の限界ともいえるが、今後は定款自治による柔軟な選択肢の下で最適な機関構成を各企業が自由に模索していくことになる。経営管理・監督に関する法規制等のあり方としては、適法性監視に適しているとされる社外取締役の導入を委員会等設置会社のみならず、監査役設置会社においても極力導入を図り、具体的な機関設計は各社が実情に合わせてバリエーションを持たせて設計し、他方で改革の両輪として、情報開示の面から市場による規律により経営効率性に対する監視機能を担わせるといった総合的体制整備が望ましい。透明性を重視し株主が社外取締役、市場を通じてガバナンスをきかせていくことで、経営陣のスムーズな交替を促すガバナンス・システムを構築していくことになる、と言う。

ガバナンスの多様性、さらには M&A に関する規制、企業防衛等もガバナンスと表裏一体の分野として議論となっていくことをいち早く指摘している。

(3) 第3章「経営システムの具体的制度設計」

ここでは、第二章までの議論を前提に、経営システムの具体的制度設計、取締役の責任軽減制度を中心に論じている。まず制度設計に関しては、最近の各社改革の具体例を詳細に紹介・検討するとともに、持株会社のコーポレート・ガバナンスに踏み込んでいる点が注目される。ソニー、日立、東京スター銀行(以上、米国型)、松下電産、トヨタ、松下電工(以上、従来型)、帝人、味の素(以上、混合型)など、米国型、従来型のほか、混合型の改革についても詳細に実例を検討している。何よりも17のタイプに類型化して制度設計をしているところは、示唆に富み、刺激的である。①健全性重視型、②効率性重視型(短期的利益重視型、長期的利益重視型)、③透明性重視型(議事録公開型、IR活動重視型、取締役個人別報酬開示型、少数株主提案権強化型、取締役会議長・CEO分離徹底型等)、④社会的責任重視型、⑤全社一体型、⑥国際化対応型等を指摘する。

米国の企業改革法では外国企業は当面適用除外の方向にあるが、国際競争力強化や海外機関投資家の眼を意識してこれに準拠させる企業もある。ソニーでは、社外取締役を過半とするには至っていないが、米国でも必ずしもまだ多くないCEOと取締役会議長の分離、さらに常勤社外取締役導入などの新たな改革を指向している。反面、日立製作所の機構改

革においては、親会社から子会社へ社外取締役が派遣され、その趣旨、少数株主権等を巡って議論となっている。金融機関では、東京スター銀行のように米国資本主導の下、社外取締役を過半とする機構改革事例も出てきている。

他方で、従来型の監査役設置会社に関して、混合型（折衷型）ともいうべき機構改革として、帝人などは任意型委員会・諮問委員会設置等による改革を進めている。また、松下電工の改革は、米国型の理念を導入した日本型コーポレート・ガバナンス・システムともいうべき新しい改革事例である。この他、監査役設置会社のままで独自の改革を図る事例としてトヨタ自動車、松下電産等を探り上げる等、具体的事例につき分析を加えている。

（４） 第４章「ガバナンス議論の最新の論点整理」

ここでは、改革の具体例を踏まえて、最も新しい議論を展開している。著者の考える理想のコーポレート・ガバナンスが語られるところである。

まず委員会等設置会社として、①執行と監督の分離、②社外取締役の重視、③監査委員会と監査役の異同（監査の範囲、監査形態、実査の可否・常勤性等）、④報酬委員会における取締役報酬の決定、⑤指名委員会における執行役の指名権限の不存在、⑥委員会等設置会社と監査役設置会社間の制度上の不均衡（会社法では是正された）などの指摘、⑦米国型の徹底案について、米国企業改革法、NYSE 上場基準の改正、東京証券取引所適時開示規則等を参考に、徹底型モデルを提案する。すなわち、(a) 過半数の社外取締役、(b) 委員の兼任抑制、社外取締役の委員長、(c) 社長（代表執行役）と会長（取締役会議長）の分離、(d) 常勤社外取締役、(e) 委員会専任スタッフの設置・ファイヤー・ウォール設定、(f) 執行役会の設置（日立製作所などはすでに導入）、(g) 役員報酬の個別開示、がそれである。

従来型（監査役設置会社）のモデルとして、①重要財産委員会の設置（会社法では特別取締役による取締役会）、②取締役数削減・執行役員制度採用、使用人兼務取締役の廃止、③取締役の任期短縮、④社長と会長の分離、⑤社外委員会（アドバイザー・ボード）の設置、⑥監査役（会）の強化として、(a) その地位に関し、監査役候補者の議案の提出権を取締役に認めるべきではなく、(b) その権限に関し、重大な違法行為を行った取締役の解任に関与する権限（解任権、解任訴権、株主総会への解任提案権のどれか）を与えるべきである、と述べる。また、当面の改革としては、半数以上の社外監査役を起用し独立性を強化すること、監査役の数を増やすこと、監査役スタッフを充実し監査役室を設置して監査室からの分離を図ること（TOTO など実施）、が想定できるとする。

さらには混合型として、社外取締役を（多数）起用し、報酬委員会・指名委員会を任意の委員会として設置した型についても論及する。混合型の問題点は社外取締役の数を増やすこと、両委員会の位置づけをいかに行うか、監査機能の強化をいかに図るか（監査役数の増加、社外性徹底等）である、と指摘する。

（５） 第５章「内部統制組織の構築・検討と企業の具体的制度設計」

ここでは、内部統制システムについて、米国の動向（COSO 報告書）を紹介しながら、制度設計まで議論を展開している。内部統制のあり方について、監査役設置会社、委員会等設置会社に分け、CEOライン強化型、監査委員会ライン強化型、取締役会ライン強化型など想定される幾つかの内部統制モデルを提示し、法的検討を展開しているところは先

駆性と独自性がみられる。

委員会等設置会社において内部統制システムを具体的に構築する場合、監査委員会を監査役的な組織とするか、米国型監査委員会的な設計とするか、そして内部監査部をいかに配置するかの問題がある。まず、内部監査部門についていえば、CEOラインの内部監査部門は取締役会内部組織である監査委員会とは連携が図りやすいという利点があるとし、内部監査部門と監査委員会補助スタッフが充実すれば、米国型の設計として監査委員全員が非常勤・社外で常勤監査委員が不在の場合でも、監査委員会の本来の機能は十分に果たすことができる。

監査役設置会社では、適法性確保機能を主体とするのであれば、妥当性確保機能を担うべき内部監査部門は監査役ラインではなく取締役会ラインに属し、①取締役会ラインの有する内部統制部門（機能）と連携する、②適法性確保機能主体の監査役会とも連携する等の類型が考えられる、と述べる。

（６） 第６章「金融機関の内部統制システム・リスク管理体制構築への具体的対応」

ここでは、特に金融機関の内部統制システムおよびリスク管理体制について検討するので、具体例の検討にまで及んでいる。金融検査マニュアル、金融機関におけるコンプライアンスにも論及し、東京スター銀行の事例を取り上げ分析・批評している点は、独自性があり、フィールドワークの成果である。

（７） 第７章「制度間競争と説明責任・開示とコーポレート・ガバナンス」

ここでは、株主・投資家に対する説明責任を、役員の報酬・退職慰労金等を中心に論じている。ここでも具体例を詳細に紹介しながら検討しており、説得力がある。また、機関投資家の役割に着目し、議決権行使基準について論及しており、参考になる。

（８） 第８章「米国企業改革法と最近の動向」

ここでは、米国の企業改革法をめぐる最新の動向を紹介しており、日本企業への影響にも触れるなど、示唆の多い議論を展開している。

（９） 第９章「最近の英国のコーポレート・ガバナンス改革動向」

ここでは、英国の改革動向を紹介・検討しており、米国とは違った接近を試みていることが理解できる。また、欧州全般の最近の動向についても検討している。

（１０） 第１０章「コーポレート・ガバナンスとコンプライアンス」

ここでは、コンプライアンスの問題を取り上げている。企業の健全性確保はコーポレート・ガバナンスの重要な柱の一つであり、コンプライアンス体制の構築維持を論じることは、コーポレート・ガバナンスにとって不可欠である。とりわけ、米国の量刑ガイドライン、コンプライアンス・プログラムを中心に検討する。

コンプライアンス・プログラムは、米国では元来独禁法の予防学的関心から用いられたが、現在では広範に活用され、罰金額の引き下げ等が会社側のインセンティブとなっている。適法性確保の前提として、取締役会レベルの委員会の設置、会計情報を含む情報入手

の保障が挙げられる。その反面で、詳細な法遵守プログラム実施により、証拠開示請求による内部資料の漏洩といった問題点を指摘できると述べる。

そして、これが成功するかどうかの鍵は、コンプライアンス・オフィサーの報告に対する取締役の信頼の法理適用であろう。米国は判例法の国であって基準の不明確さが残ることから、コンプライアンス・プログラムの急速な導入が図られた。それゆえ、法遵守プログラム実施義務があり、会社自身が法令違反の起こりにくい組織を目指している。これに対して、わが国においては、法遵守プログラム実施を取締役の監視義務の一環として把握していく必要性が指摘されている。委員会等設置会社制度へ移行した企業は法遵守プログラムの導入・実施が容易となるが、わが国は元来は成文法国家である。コンプライアンス体制の今後の普及については、ある程度政府規制の下でないと拡まらないという面があるのではないかと。ガバナンス制度について、市場の発達の遅れ等から任意法規の限界が唱えられるのはそのためである、と論じている。

(11) 第11章「わが国の経済再生とコーポレート・ガバナンス」

ここでは、日本の最近の重要課題となっている企業再生とコーポレート・ガバナンスの関係を論じており、未開拓の分野に踏み込んで果敢に議論を展開しているところは大いに評価できる。LBOファイナンス、再生ファンドなどが有するガバナンス機能等を検討している。

(12) 第12章「ベンチャー企業関連法改正とコーポレート・ガバナンス」

ここでは、やはり現代日本の課題であるベンチャー企業に関し、その法規制の最近の動向を紹介し、コーポレート・ガバナンスとの関連を論じている。やはり未開拓の分野へ論及するという意味では評価に値する。加えて、海外各国の新規事業関連法体系についても検討している。実務上も参考となる点が多い。

二 本論文の評価

本論文は、おそらく平成17年会社法の成立前におけるもっとも詳細なコーポレート・ガバナンスの研究書である。全文936頁の浩瀚なもので、その圧倒的な分量に驚かされる。本論文の姉妹編ともいえるべき別著『国際経営法学』（信山社、2007年）も実に828頁（本文600頁）の大著である。内容的にかなりの実質的重複がみられるとはいえ、なおコーポレート・ガバナンス研究としては最も包括的にして、最も丹念な研究書であることは否定できない。すなわち、本論文は、平成14年商法改正によって新しい委員会等設置会社制度と伝統的な監査役（会）設置会社との選択的採用が可能となった後、実際の経営機構改革の設計段階に入ったことを受けて、商法改正とコーポレート・ガバナンスに関する経営機構改革につき、具体的事例を踏まえ法的検討を試みるものである。その際、著者は、監査制度と内部統制システム、コンプライアンスとガバナンス、事業再生・新事業とガバナンスなどの新しい問題についても本格的検討を試みている。

以下、本論文の評価を行うものであるが、何分本論文は、扱う検討領域が広範であるばかりか、論述の分量があまりに多く、すべての問題を十分に採り上げることは難しいので、

論点を絞って評価を行うものとする。

(1) 本論文の最大の長所はその包括性にある。本論文のテーマであるコーポレート・ガバナンスは現代社会の最大の課題の一つであるので、これに関する論文はおびただしい数に上る。とりわけ、企業社会においては、洋の東西を問わず、このテーマに関する事件が頻発していることは改めて指摘するまでもあるまい。わが国においても企業の不祥事の多発により、立法論的にも会社立法の最大の課題とされ、比較法的研究はもとより、事例研究も次々と発表され、そのすべてに目を通すことが困難なほどである。

そうした状況の下で、本論文はよくその全体像を把握し、著者なりの角度から検討を加えている。その努力だけでも評価に値するといわねばならないが、著者はそれに加えて、たとえば、事業再生やベンチャー創出におけるガバナンスという学界でも未知に近い領域にまで踏みこんでいる。本論文が単に一つ一つの問題を丹念に追求しているだけにとどまらず、独自の問題領域の開拓を行っているところに、著者の研究者としての心意気を認めることができるといってよい。

(2) 加えて、本論文の大きな特色は、著者の実務家の経歴が本研究の上に大きく反映し、それが本論文の価値を高めている点である。著者の長年のフィールドワークともいえるべき事例研究、とりわけ具体的な企業の事例研究は、コーポレート・ガバナンス研究にとって不可欠のものというべきであり、それが本研究の説得性を高めていることは明らかである。

とりわけ、具体的事例の類型化は、単に理論上の整理にとどまらず、コーポレート・ガバナンスの「生きた事例」を提示し、制度設計に大きなインパクトを与えるものである。その意味では、これは本論文のもっとも優れた一面を示しており、評価に値する。

(3) 本論文における比較法的研究は、とりわけ米国法と英国法に重点が置かれている。コーポレート・ガバナンスの母国ともいえるべき国が米国であることからすれば当然のことであるが、著者はそれにとどまらず、独仏中韓のコーポレート・ガバナンスについても目配りを怠っていない。しかし、ここでは、米国法の研究が光る。

著者は、米国法との比較にもとづいてわが国のコーポレート・ガバナンスを論じ、数々の提言をしているが、それは大旨妥当といってよい。しかし、著者はここでも一歩踏み出して、米国の「企業改革法」を含む最新の動向を研究し、米国の資本市場規制にまで検討を拡げ、そこから幾多の示唆を得ていることが本論文をダイナミックなものとした一因とも思われる。コーポレート・ガバナンスにおける資本市場規制の重要性を指摘することは一部の識者の間では常識であるとしても、こうした総合的研究においてそこまで研究を拡げて論ずる例は決して多くない。本論文が他の研究書と比べて比較的バランスのよさを感じさせるのはその点への論及があるからであり、評価に値する。

(4) コーポレート・ガバナンス研究は、主として法律学と経営学との両学問領域で研究対象とされる。本論文はそのことを意識して隣接学問分野にも十分な目配りを欠かしていない。

とりわけ、事例研究においては経営学の成果を十分踏まえており、事業部制からカンパニー制へ、さらに持株会社制への展開を背景に、コーポレート・ガバナンスのあり方を検討するなど、具体的事例の個別研究を通して、本研究に厚みと説得性を加えていることが本論文の一つの特色であることは先に述べたとおりであり、評価に値する。

(5) 最近のコーポレート・ガバナンスの研究では、内部統制システムやコンプライアンスに触れるのが常道であるが、本論文もそうである。しかし、著者の場合は、「触れる」のではなく、それらについて本格的な検討を加えている点に大きな違いがある。

現在、内部統制システムの構築は会社法上取締役等の法定義務化されている。本論文は、この点につき、米国のCOSO報告書の本格的検討から始まり、金融機関の内部統制システムの研究、とりわけその事例研究にまで及んでいる。著者の徹底した研究姿勢を示すものであり、評価に値する。

また、コンプライアンスの研究についても、量刑ガイドラインや企業倫理規定にまで踏み込み、事例研究を通してその実際の運用にまで及んでいる。これは著者の理論と実証の両立を目指す研究姿勢の好例といえる。

(6) 著者は、この大著を結ぶにあたって以下のように述べている。すなわち、「規制緩和の流れの中で、必ずしもこれ以上の法的規制が決して望ましいものでもない。コーポレート・ガバナンスの議論も、今後は法制度面から徐々に経営のあり方（定款自治）へと移行していくのであろうか。これまでの（日米）両国の経営風土の違い等も踏まえると、機構改革を選択制としたわが国商法の柔軟な制度は非常に合理的なものであるといえる。大切なのは形式論議に終始するのではなく、株主主権の原則に立って、個々の企業の実態に即して経営陣交替を求めうる透明性ある経営機構をいかに実効的に構築するかである」と。

この結論は、いわば現行会社法の基本原理を先取りしたものというべきである。いいかえれば、現行会社法は本論文の考え方を実証するものであり、評価に値する。

(7) このように本論文は、およそコーポレート・ガバナンスに関する問題という問題はすべて取りあげるといふ研究姿勢から、コーポレート・ガバナンスをきわめて多角的・包括的に研究するものであり、各個別問題につきそれぞれ詳細な検討を加えるとともに、持株会社から事業再生・新規事業創出に至るまでコーポレート・ガバナンスの新しい問題領域の開拓に努め、その総合的研究は、わが国のコーポレート・ガバナンス研究に貴重な貢献を与えるものである。

とはいえ、本論文を通観すると、疑問を感じるところが散見されるのみならず、なおこの研究に不十分と感じられるところがないわけでもない。その点を若干指摘しておきたい。いずれも理論上の疑問である。

第1に、これだけ膨大な研究になると、どうしても焦点がぼけてこざるをえない。たとえば、現在世間で流行ともいふべき「CSR」は、CSR特需といわれるほど各社がその取組みに熱中している。コーポレート・ガバナンスとどこで交錯し、どこで協働するかは、これからの大きな問題点の一つである。そう考えてみると、これだけの総合的研究でありながら、その点に触れないでよいのか。否、むしろその点を検討することこそが、逆に、コーポレート・ガバナンスの本質を浮び上げることになるのではないであろうか。

第2に、内部統制システムとガバナンス、コンプライアンスとガバナンスの理論的関連はどうであるか。せつかく、内部統制システムとコンプライアンスを論ずるのであれば、コーポレート・ガバナンスとそれぞれがどういう理論的位置関係にあるかを整序した上で論ずる必要があるのではないか。そうすれば、本論文の構成にもなんらかの影響があったように思われるからである。

第3に、著者の提示する理想のコーポレート・ガバナンスにしても、企業規模やコスト・ベネフィットの観点からの検討が必要ではないか、などの問題点がある。

本論文がこれまで発表されたコーポレート・ガバナンス関係の研究書では最も総合的なものであるだけに、最も体系的な研究書でもあって欲しいとの願いは決して的外れとは思えない。とはいえ、本論文に対してそこまで要望するのは明らかに望蜀のそしりを免れないであろう。それゆえ、本論文が分析し主張するところは、わが国の会社法学の発展にとって寄与するものと評価することができる。

三 結 論

以上の審査の結果、後記の委員は、本論文の提出者が、博士（法学・早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2007年5月8日

審 査 員

主 査 早稲田大学教授 法学博士（早稲田大学）

奥島孝康

早稲田大学教授 博士（法学・早稲田大学）

上村達男

早稲田大学教授

尾崎安央

早稲田大学教授 博士（法学・神戸大学）

正井章彦

早稲田大学教授

鳥山恭一